

役員等の報酬並びに費用等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、やっちら保健室運営協議会の会則第16条の規定に基づき、この会の役員(第11条で定義される。)の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事長および監事、ならびにその他の理事(以下、役員という)に対する報酬は、無報酬とする。

(日当)

第3条 役員には、必要に応じ日当を支給することができる。支給する場合には、別表の基準に基づき支給する。

(謝金)

第4条 役員以外の会員には必要に応じ謝金を支給することができる。支給する場合には、別表の基準に基づき支給する。

(費用弁償)

第5条 役員には必要な費用を弁償することができる。ただし費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費等の経費をいい、別表の基準に基づき支給する。

(賞与、退職慰労金等)

第6条 本会は、役員に対し、第3条に規定する日当、第5条に規定する費用弁償以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(支払方法)

第7条 役員に対する日当及び費用弁償は、各事業年度内に数回に分けて支給する。支払方法は、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

2 役員以外の会員に対する謝金は、その都度遅滞なく支払うものとする。

(改定)

第8条 この規程の改定は、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和4年5月29日から施行する。

<別表>

【役員の日当と費用弁償】

(イベント活動日当 1 回あたり 5,000 円、会員登録推進活動日当 1 回あたり 3,000 円)
(会議時費用弁償 1 回あたり 2,000 円)

【役員以外の会員の謝金】

(専門職イベント時 1 回あたり 5,000 円、一般職イベント時 1 回あたり 3,000 円)

【研修講師の謝金】

(研修 1 回あたり 20,000 円)